

ジュニア NISA (未成年者少額投資非課税制度) の取扱開始について

北洋銀行は、ジュニア NISA の口座開設の受付を、平成 28 年 1 月 4 日 (月) より開始いたします。

ジュニア NISA 制度は、平成 28 年から新しく始まる制度です。未成年者の方 (0 歳から 19 歳) を対象に年間 80 万円の非課税枠を最大 5 年間利用できます。非課税メリットを受けながら「親御さまからお子さま」、「ご祖父母からお孫さま」への資産移転をはかることでお子さまの資産形成の後押しが可能となります。

当行では、多様化するお客さまの資産運用ニーズへの確に対応するとともに、利便性を高め、今後ともお客さまの期待に応えるベストパートナーとして、一層のサービス向上に努めてまいります。

記

■ジュニア NISA の概要

項目	内容
利用できる方	日本にお住まいの 0 歳から 19 歳の方 (口座開設する年の 1 月 1 日現在)
非課税投資額	毎年 80 万円
制度税対象	株式投資信託・上場株式への投資から得られる収益分配金 (普通分配金) や値上がり益 (譲渡益)
制度開始時期	平成 28 年 1 月: 口座開設申込 平成 28 年 4 月: 取引開始
非課税期間	投資した年から最長 5 年間
投資可能期間	平成 28 年 4 月から平成 35 年 12 月末まで
運用管理者	親権者等が未成年者のために代理して運用を行なう 18 歳まで払出制限あり※

※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出可能です。尚、3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以降、払出は可能です。

■ジュニア NISA のイメージ



※ジュニア NISA 口座に入金する資金は、口座開設者本人 (お子さま) の資金に限られます。

《ジュニア NISA (未成年者少額投資非課税制度) お申込に際してのご注意》

- ジュニア NISA 口座でお取引いただくためには、あらかじめジュニア NISA 口座をご開設いただく必要があります。なお、税務署での審査等を経て開設するため1～2ヶ月程度の時間を要する場合があります。
- 日本にお住まいの 20 歳未満の方が対象です。
- ジュニア NISA 口座は、全ての金融機関を通じてお一人さま 1 金融機関でのみご開設いただけます。また、ジュニア NISA 口座では口座開設後金融機関の変更はできません。
- ジュニア NISA 口座で新たにご購入いただく投資信託から得られる収益分配金(普通分配金)と値上がり益(譲渡益)が非課税の対象となります。毎年、非課税枠の上限額まで非課税対象としてご購入いただけます。なお、投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は従来より非課税であり、ジュニア NISA 口座における非課税のメリットとは関係がございません。
- ジュニア NISA 口座でご購入いただいた投資信託を売却した場合でも、売却相当額の非課税枠を再利用することはできません。また、未利用の非課税枠を翌年以降に繰越すことはできません。
- ジュニア NISA 口座における損失は、税務上ないものとされています。したがって、特定口座や一般口座における利益(配当所得、譲渡所得)との損益通算はできません。また損失の繰越控除もできません。
- ジュニア NISA 口座の運用管理者について、口座開設者本人の法定代理人、又は法定代理人から明確な書面「ジュニア NISA 口座に係る運用管理者届出書 兼 運用管理者変更届出書」による委任を受けた口座開設者本人の二親等以内の方に限定されます。
- ジュニア NISA 口座に入金する資金は、口座開設者本人(お子さま等)の資金に限られます。なお口座開設者本人(お子さま等)以外の資金で運用が行われた場合は、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。
- ジュニア NISA 口座では、口座開設者本人(お子さま等)が 18 歳(3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以降)になるまでは、原則としてジュニア NISA 口座の指定預金口座からの払出しはできません。払出しを行った場合は、ジュニア NISA 口座が廃止され、過去に非課税で支払われた利益等(譲渡益、普通分配金等)については非課税の取扱いがなかったものとみなされて課税されます(災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。この場合もジュニア NISA 口座は廃止されます)。
- ジュニア NISA 口座でご購入いただいた投資信託に関し分配金の再投資が行なわれる場合、ジュニア NISA 口座での分配金支払時点においてその年の非課税枠の上限額に達するまではジュニア NISA 口座でのお買付とし、枠を超えた分配金は課税未成年者口座(特定口座や一般口座)でのお買付けとなります。

《投資信託お申込に際してのご注意》

- 投資信託に係るリスクについて
投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります)等に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本および分配金が保証されているものではありませんので、お受取金額がお客さまのご投資された金額を下回ることもあります。
- 投資信託に係る費用について
ご投資にあたっては、以下に記載の費用等を足し合わせた金額をご負担いただきます。
 - ・申込時に直接ご負担いただく費用：
お申込手数料 お申込金額に応じ、お申込価額に対し最大 3.24%(税込)
 - ・換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額 約定日の基準価額に対し最大 1.0%
 - ・信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬 純資産総額に対し最大年率 2.16%(税込)ただし、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより、上記の料率を超える場合があります。また、固定報酬や成功報酬等を間接的にご負担いただく場合があります。
 - ・その他費用：上記以外に監査費用等、個別の投資信託毎にご負担いただく費用があります。

上記費用の料率につきましては、当行取扱いの投資信託に係る費用のうち、最高の料率を記載しております。投資信託に係る費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、「投資信託説明書(交付目論見書)」等でご確認ください。

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の運用による収益および損失は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- 投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6<書面による解除>)の適用はありません。
- 投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては、「投資信託説明書(交付目論見書)」等をよくお読みいただき、内容をご確認のうえご自身でご判断ください。